

令和 8 年度 市立周産期小児医療センター事務局運営方針

部局名 : 市立周産期小児医療センター事務局

部局長名 : 山下 直樹

基本方針（政策目標）

市立病院では、様々な医療制度の改変や取り巻く環境の変化に対応し、かつ将来にわたっても地域における基幹的な医療機関としての機能を果たしていくために、市立病院の存続を前提とした再編・ネットワーク化を進め、令和 6 年 12 月に新病院として泉大津急性期メディカルセンターを開院いたしました。同時に、旧の市立病院は市立周産期小児医療センターへと衣替えしました。

しかしながら、コロナ禍を経て未だ回復しない医療需要と近年稀に見る労務費の上昇及び諸物価の高騰などにより、医療を取り巻く環境は官民を問わず全国的に急激に悪化しており、今や存続の岐路に立たされている医療機関も多いことが取り沙汰されている中、加速する少子化や出産費用の保険適用の動向もあって、再編を目指した当初の見立てとは異なり、極めて厳しい経営状況となっています。

市立周産期小児医療センター事務局としては、これらの課題に対処しつつ令和 8 年度の部局運営方針を以下のとおり定めます。

- ① 泉大津急性期メディカルセンター（以下メディカルセンターという。）の運営については、指定管理者である社会医療法人生長会に委ねていることから、その経営状況等のモニタリングを通じ、安心・安全な地域医療を守ります。

（以下、2026 度 泉大津急性期メディカルセンター 事業計画書より抜粋）

- ・最新の医療技術と設備を導入することで、24 時間 365 日対応の迅速で質の高い救急医療体制を構築し、すべての患者に対して安全かつ効果的な治療を提供します。特に脳・心血管疾患の対応を強化し、泉州北部地域の救急医療における中心的な役割を担います。

- ・ロボット手術や最新の放射線治療技術を活用し、治療の負担を最小限に抑える「低侵襲がん医療」を提供します。患者の生活の質を最大限に保ちながら効果的な治療をめざし、個別化された治療計画を提供します。また、大阪府がん診療拠点病院として、治療のみならず、がんの早期発見や予防、がん患者支援、緩和ケアにも積極的に取り組むとともに、小中学校を対象にがん予防・健康増進を目的としたがん教育に取り組みます。
- ・メディカルセンターは免振構造を採用しており災害時にも医療機能を 72 時間維持できるライフラインを確保しています。災害発生時には、迅速かつ適切な医療支援を提供するため、職員の災害対応能力を向上させる継続的な訓練とシミュレーションを実施します。さらに、地域住民に向けた防災教育や啓発活動を積極的に推進し、地域全体の災害対応力の向上に貢献します。
- ・医療の質の向上を最優先に掲げ、すべての患者が安心して治療を受けられる環境を提供することをめざします。具体的には、「医療の質」を向上させるために、正確な実績や情報データを収集・分析し、その結果を基にした改善策を継続的かつ計画的に実践します。また、組織体制の整備や仕組みづくりに注力し、第三者評価の受審を積極的行います。さらに、地域社会への貢献として、健康増進活動を展開し、市民向けイベント（おづ MC フェスタ、出張市民公開講座など）の開催を通じて、地域住民の健康意識向上を図ります。
- ・職員の幸福度（EH：Employee Happiness）は、組織へのエンゲージメントを高めるだけでなく、質の高い医療サービスの提供にも直結します。そのため、メディカルセンターでは、EH の向上に向けた取組を重要な課題として位置付け、専門的な能力に加え、高い倫理観と豊かな人間力を備えた「プロフェッショナル」の育成をめざし、職員が継続的に学び成長できる環境を全面的に支援します。またワークライフバランスを重視した効率的な職場環境を整備し、職員同士が信頼し合い、協力し合える風土を育むことで、一人ひとりがいきいきと働ける職場づくりを推進することにより、職員の幸福度を高め、組織全体の持続的な成長と医療サービスのさらなる向上をめざします。

- ・地域の医療機関と緊密に連携し、適切なタイミングで必要な医療サービスを提供できる包括的かつ効率的な医療体制を構築します。また、行政や地域企業とも協力し、地域活性化に寄与するまちづくりを推進します。

② 泉大津市立周産期小児医療センターの医業収支の悪化を最小限にとどめるため、さらなる経費等の削減を行う一方で、現行の診療体制で可能な範囲で最大限の収益確保に努めます。

- ・医業収益確保の柱である分娩件数の増加に向けて、近隣にあるクリニックからの患者の獲得に努め、当面の目標として月 100 件の分娩を目指します。
- ・利用者がほとんどなく空き室が多いコーラルハウス（看護婦宿舎）を売却し、施設のスリム化を図ります。
- ・これまで行ってきた経営の立て直しに向けた取組での継続では限界がある中、抜本的な収支構造の改善と安定化に向けた対策を講ずるため、経営形態の変更も見据えた形での対策を講じるため、関係機関との調整を進めてまいります。